平成２７年（フ）第１９８９号
愛知県春日井市神領町１丁目27番地２、従前の住所愛知県春日井市如意申町２丁目25番地１　レインボー如意申103号
破産者　平松　　仁
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４０号
名古屋市東区葵３丁目20番15号　コーポ葵303号、開始決定時の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　森　　政明
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１号
愛知県西尾市塩町16番地７、前住所愛知県西尾市米津町種木11番地２　エスポワール米津503号室
破産者　水谷　　清
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
愛知県刈谷市松栄町３丁目12番地17
破産者　浅山　典子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
愛知県みよし市三好町平池７番地73
破産者　谷嵜　俊之
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
徳島県三好市池田町マチ2348番地１
破産者　眞野　保子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第６７７号
熊本市南区富合町清藤539番地１　メゾンセレナーデＡ205
破産者　岩永　新吾
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
熊本市東区保田窪４丁目18番53号　フラリール205号、前住所熊本県阿蘇郡西原村大字小森3453番地９
破産者　前田　空子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
北海道白老郡白老町川沿２丁目３番２－106号　美園団地４ＲＳＤ－106
破産者　野澤　正盟
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
釧路市芦野２丁目22番23号　メゾン芦野203号室
破産者　菱川　英彦
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
福島県いわき市平北白土字宮田８　ハイジーミヤタⅡ－103、住民票上の住所青森県十和田市大字三本木字下平296番地13
破産者　吉田　節也
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３０号
福島県本宮市本宮字千代田55番地１　レオパレスサンシャイン千代田106号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字大在家2716番地
破産者　相田　裕司
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
茨城県水戸市渡里町1436番地の２
破産者　薬師神　斎
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２６号
香川県高松市北浜町10番１－602号　アゼール北浜、開始決定時の住所静岡県静岡市葵区田町４丁目69番地　静岡送電所社宅201号
破産者　渡瀬みゆき（旧姓八木）
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
京都市西京区大枝中山町２番地405
破産者　玉山こと　全　　純一
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第７９号
高知市針木東町26番43－1202号
破産者　吉村　博志
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４号
福岡県筑後市大字熊野1825番地１　市営住宅玄ヶ野団地132号
破産者　藤好　留美
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１７号
福岡県八女市馬場720番地
破産者　月原　利根
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第８号
熊本県八代市田中東町23号２番地、前住所大阪府高槻市奥天神町１丁目１番16－203号
破産者　田口　眞弓
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部